

環境アセスメントの実施について

ー奈良県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントー

環境影響評価条例とは

環境影響評価法による環境アセスメント実施の法的位置付けは、大規模な広域的事業が対象。

これに対して、都道府県の環境影響評価条例では、

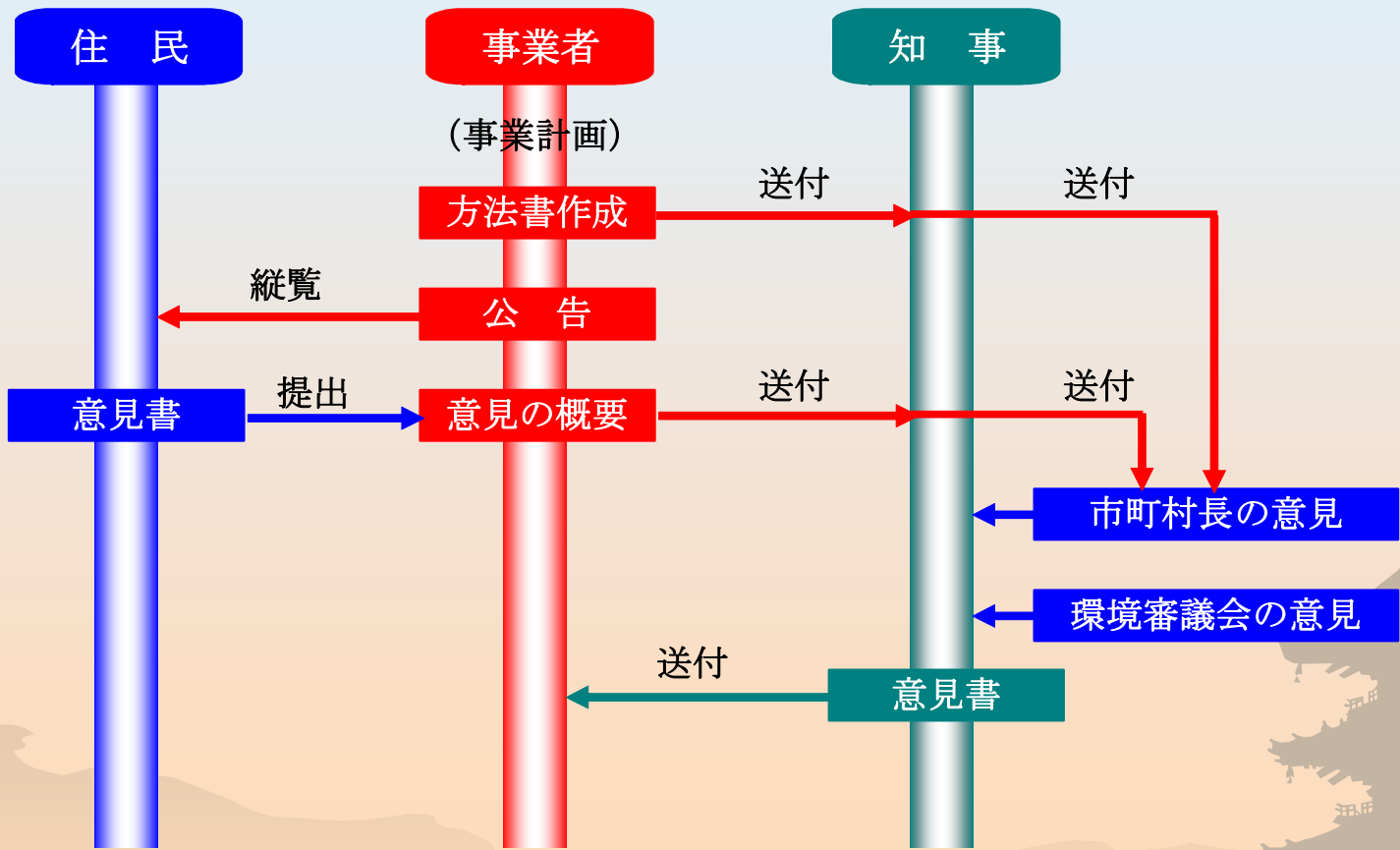
- ・対象事業の種類を多くする。
- ・法の規制要件に満たない小規模事業を対象にする。

環境影響評価条例の対象事業

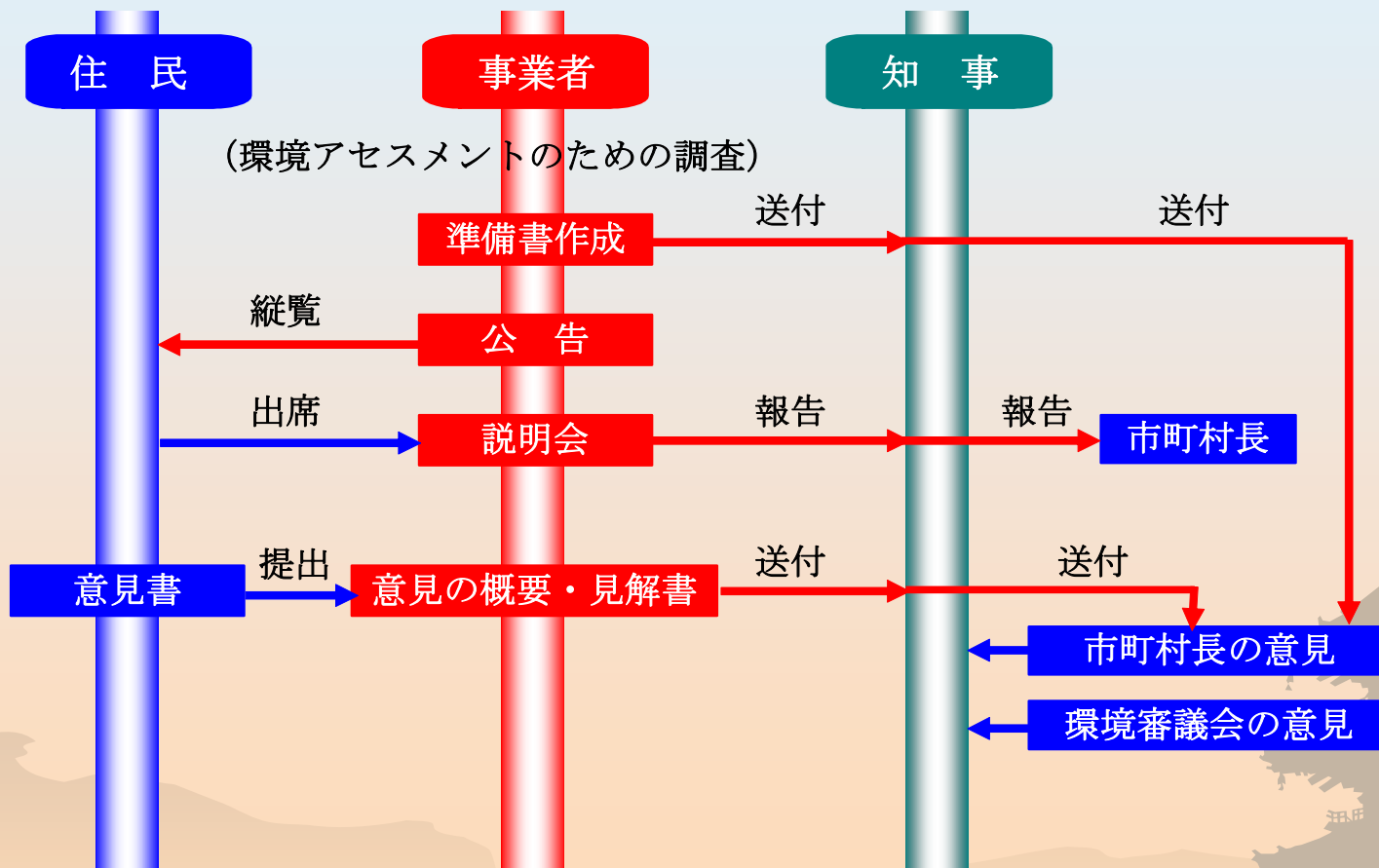
- ・道路の新設・改築など11の事業について、一定規模以上のものを対象。
- ・廃棄物の処理施設の設置もそのうちの1つ。奈良県においては、条例公布(H10.12)以降これに係る事業案件(実績)はありません。

事業の種類	規 模
廃棄物の処理施設の設置・変更	・焼却施設 1時間の処理能力が8t以上
	・し尿処理施設 1日の処理能力が100kℓ以上
	・最終処分場 埋立面積が3ha以上

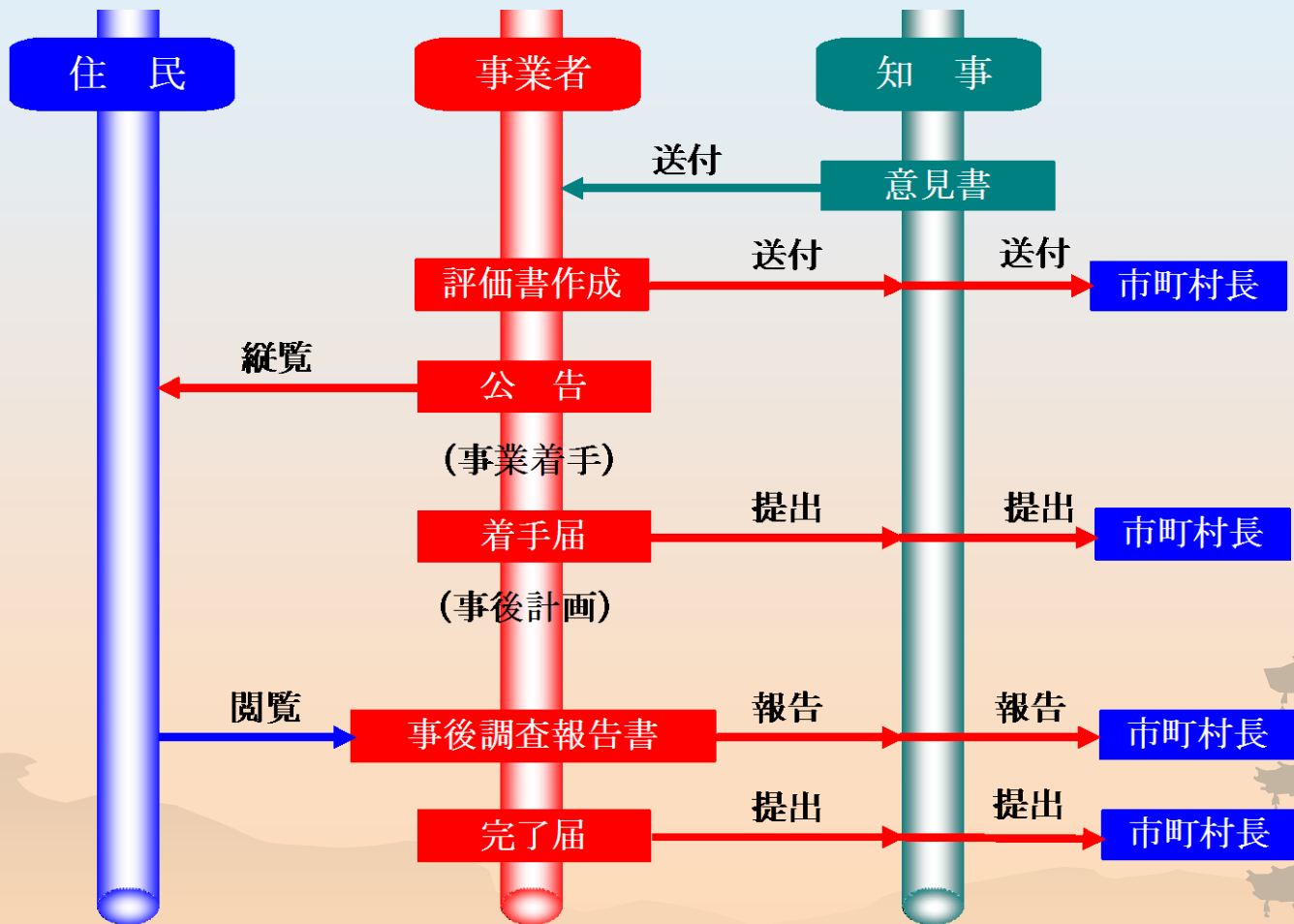
環境影響評価条例の手続の概略(1/3)



環境影響評価条例の手続の概略(2/3)



環境影響評価条例の手続の概略(3/3)



環境影響評価方法書の内容

- ・事業者の氏名及び住所
- ・対象事業の目的及び内容
 - 対象事業の名称、種類及び規模
 - 対象事業実施区域の位置
 - 対象事業実施区域の面積
 - 施設の種類、規模、配置計画、その他対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に限る。)であって、その変更により環境影響が変化するもの
- ・対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・環境影響評価の項目、調査・予測及び評価の手法



環境影響評価の項目(1/2)

- 環境影響評価の項目は、対象事業の目的及び内容、対象事業実施区域及びその周辺の概況を勘案し、環境要素の区分毎に選定。

環境要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等または既存の工作物の撤去	建設機械の稼働	焼却場の存在	焼却場の稼働	廃棄物の搬入に用いる車両の運行
環境要素の区分							
大気環境	大気質	○	○	○		○	○
	騒音	○	○	○		○	○
	振動	○	○	○		○	○
	悪臭					○	
水環境	水質		○			○	
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質				○		
	その他の環境要素						

環境影響評価の項目(2/2)

環境要素の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等または既存の工作物の撤去	建設機械の稼働	焼却場の存在	焼却場の稼働	廃棄物の搬入に用いる車両の運行
動物				○		
植物				○		
生態系				○		
景観				○		
人と自然の触れ合いの活動の場				○		
文化遺産				○		
廃棄物等		○				
温室効果ガス等						

環境影響評価方法書に係る手続き

- 事業者が方法書を作成したとき、一月間の縦覧に供する。
- 環境の保全の見地から意見を有する者は、意見書の提出により意見を述べることができる。
- 述べられた意見の概要を記載した書類を知事及び関係市町村長に対し送付しなければならない。
- 知事は、審議会の意見を聴いて、事業者に対し、環境保全の見地からの意見を書面により述べる。

環境影響評価準備書の内容(1/2)

- ・事業者の氏名及び住所
- ・対象事業の目的及び内容
 - 対象事業の名称、種類及び規模
 - 対象事業実施区域の位置
 - 対象事業実施区域の面積
 - 施設の種類、規模及び配置計画その他の対象事業の内容に関する事項
- ・対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・方法書についての意見の概要
- ・方法書についての知事の意見
- ・住民意見、知事意見についての事業者の見解



環境影響評価準備書の内容(2/2)

- ・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・環境影響評価の結果のうち次に掲げるもの
 - ア. 調査の結果の概要、予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの
 - イ. 環境の保全のための措置
(措置を講ずることとすに至った検討の状況を含む。)
 - ウ. イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合は、当該環境の状況把握のための措置
 - エ. 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- ・環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合は、その者の氏名及び住所

環境影響評価準備書に係る手続き

- ・事業者は、準備書及び要約書を、一月間の縦覧に供する。
- ・縦覧期間内に、関係地域内において、説明会を開催する。
- ・環境の保全の見地から意見を有する者は、意見書の提出により意見を述べることができる。
- ・述べられた意見の概要を記載した書類を知事及び関係市町村長に対し送付しなければならない。
- ・知事は、審議会の意見を聴いて、事業者に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。

環境影響評価書の内容

環境影響評価書では、準備書に対する知事意見を勘案するとともに、住民意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加える必要がある。

また、対象事業実施区域の位置などを一定以上変更する場合は、再度方法書以降の手続を経る必要がある。

環境影響評価書に係る手続き

- ・事業者は、評価書及び要約書を一月間の縦覧に供する。
- ・知事は、事業者が対象事業を実施することについて、法令の認可に係る事項等の審査に際し、評価書の内容について配慮する。
- ・事業者は、縦覧の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。

環境影響評価実施工程

工 種		1年目												2年目												3年目																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36								
環境影響評価	方法書	方法書の作成																																											
		公告・縦覧・意見書受付																																											
		県審査期間																																											
	準備書	現地調査																																											
		準備書の作成																																											
		公告・縦覧・意見書受付																																											
		見解書の作成																																											
		公告・縦覧・県審査期間																																											
	評価書	評価書の作成																																											
		公告・縦覧																																											